

独立行政法人の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会における取組

1 法人長のマネジメントに関する評価

評価委員会名	評価結果の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【沖縄科学技術研究基盤整備機構】</p> <p>・理事長は、主任研究員のリクルート等、大学院大学の開学に向けた国際的な活動の展開に努力している。しかし、平成 21 年度に顕在化した予算超過問題においては、法人の長として組織管理全般にわたる責任を負う立場にありながら、適切な管理運営体制を構築できていなかった。</p> <p>(略)</p> <p>・問題が顕在化した後、機構が講じた管理運営に係る改善策については、一定の評価をすることができる。今後は、新たに置かれた専任の事務局長と理事の役割分担と協働体制を明確にする等、これらの改善策を着実に実施するとともに、平成 24 年度の開学に向け、適切な管理体制が構築されるよう更なる取組の強化を求めたい。</p>
外務省独立行政法人評価委員会	<p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【国際交流基金】</p> <p>・基金のコンプライアンス体制に「業務実施監理委員会」があり、業務の意思決定手続に際し重大な問題が生じたときに、再発防止のための必要な措置を検討することが目的とされている。同委員会は平成 17 年の設置以降、審議を行ったことはないが、本来かかる委員会は、問題の発生を未然に防ぐために機能すべきであり、前述の契約監視委員会の機能ともあわせて勘案し、同委員会のあり方については再検討が必要と思われる。</p>

評価委員会名	評価結果の概要
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【物質・材料研究機構】</p> <p>・理事長のリーダーシップという点では、理事長が率先して対外的業務に取り組んでトップビジネスの成果を上げつつあり、外部からあるいは社会からの理事長の見える化にも取り組んでいる。しかし、<u>マネジメントやハラスメント対策や業務倫理観の醸成は実行することが基本であり、方針や仕組み等は整備されているが、実行面では不十分な点がある。また、発生したリスクに対して、職員が一丸となった迅速な対応を可能とするような危機感の醸成が出来ていない。</u></p> <p><u>従って、内部統制については、実践面における組織的対応については改善すべき点があると評価される。</u></p> <p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【日本学生支援機構】</p> <p>・役員で構成される会議、役員及び各部の部長で構成される会議が適時開催され、機構の重要な方針及び施策について審議されているが、<u>各会議の機能・役割分担が必ずしも明確ではないことから、更なる環境整備の努力が必要である。</u></p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等)</p> <p>【海洋研究開発機構】</p> <p>・体制や組織は整備されているが、<u>今後は、組織を効果的に運用するための責任権限のあり方や、機構固有のリスクへの対応方法などの具体的な実施方法について、更なる作り込みを行う必要がある。</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要
	<p>(組織全体で取り組むべき重要な課題 (リスク) の把握・対応等)</p> <p>【日本私立学校振興・共済事業団】</p> <p>・法人としてのリスクの把握は、中期計画・実績評価部会において把握しているとのことだが、<u>リスクの優先順位付けや対応計画は策定されておらず、今後改善の余地があるもの</u>と考える。</p>
<p>農林水産省独立行政法人評価委員会</p>	<p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【森林総合研究所】</p> <p>・内部統制について、研究所のミッションを遂行するために、役職員に対してミッションを周知徹底するとともに、理事長がリーダーシップを発揮するための各種会議や職員との双方向コミュニケーションの確保などのシステム整備や、リスク管理を行うためのコンプライアンス委員会、契約監視委員会等の体制整備に取り組んでいる。また、監事監査において、監査による指摘・改善勧告等の対処方針について、イントラネットや連絡調整会議等を通じて全役職員への周知等を行っている。しかしながら、平成20年度の財務諸表附属明細書においては誤謬が発生した。これは、財務報告等の信頼性に関わるものであり、<u>組織内部のチェック体制が十分ではないと考えられる。このため、チェック体制の改善を図り再発防止を徹底するとともに、内部統制のシステムおよびその運用について再点検を行い、法人の内部統制の強化を図りたい。</u></p>
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>(法人の長のリーダーシップ)</p> <p>【製品評価技術基盤機構】</p> <p>・今後の課題は、<u>その実効を上げるため、個別業務の執行現場にまでコスト意識を浸透させることが重要である。また、全員参加型の5S活動等により、職員が将来への希望と誇りを持って、自主的に業務改善に取り組むような生き生きとした組織風土の醸成が今後の課題である。</u></p>

2 監事監査に関する評価

評価委員会名	評価結果の概要
財務省独立行政法人評価委員会 国土交通省独立行政法人評価委員会	<p>【住宅金融支援機構】</p> <p>・ <u>内部統制に係る監事監査については、理事長のマネジメントに直接着目した監査は行われてはいないものの、経営層全般の意思決定の「経営判断原則」に照らした妥当性等について監査が実施され、(中略) 今後の内部統制に係る監事監査に当たっては、理事長のマネジメントの観点に留意して行うべきである。</u></p>
文部科学省独立行政法人評価委員会	<p>【物質・材料研究機構】</p> <p>・ 監事監査については、内部統制・ガバナンスの状況に注意深く対応するため、<u>経常監査は理事会・役員会等に関わる活動に重点を置き、理事長、理事のマネジメントが注視されている。また、監査結果は、理事長・役員に報告されている。今後は、内部統制体制について、監事の役割の明確化を図るとともに、手法・体制の検討が必要となる。</u></p> <p>【放射線医学総合研究所】</p> <p>・ 監事監査については、<u>監事監査規程及び年度計画に基づく定期監査の実施(平成21年度5回)及び把握した改善点の理事長等への報告がその都度行われており、適切かつ効果的な監査が行われていると判断する。また、法人は、監事監査結果とそれに対する研究所の考え方及び対応をホームページ上で公開しており、業務の改善・透明性の確保に努めている。一方で監事監査において、「以前発生した研究費の不適切使用に関する問題を契機として「業務改善委員会」や「倫理コンプライアンス統括室」を立ち上げるなどのシステムの骨組みがあるが、日常業務の中で制度化や具体的な統制活動の形でのあり方へと広げる必要がある。」と指摘されているが、この対応については、内部統制の考え方の職員への浸透など時間をかけて行うべきであるの</u></p>

評価委員会名	評価結果の概要
	<p>で今後実現していくことが望まれる。</p> <p>【科学技術振興機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「監事監査」については、以下のような取組が評価できる。 監事監査の結果や監査所見について理事長へ報告することが監査規程により定められている。(中略) 監事は、理事会議などの重要な会議へ出席し意見を述べることを確保されており、監査報告以外の場でも、監事が把握した改善点等について理事長や関係役員等に対して報告や指摘ができることとなった。<u>前年度に行った監査の所見に対するフォローアップ（対処案等の確認）も翌年度の理事会議などの重要な会議にて周知するとともに、監査対象部署にも改善策等を求め実効性のある対処を確保した。</u> <p>【今後の課題、改善すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人における内部統制と評価について（「独立行政法人における内部統制と評価に関する検討会」報告書）を参考にしつつ、研究開発機関の特性に留意しながら、引き続き、理事長のマネジメントや監事監査等の内部統制を確実にしていく必要がある。 <p>【日本学生支援機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事結果報告書については、理事長等に提出し改善を求めるとともに、理事長等が出席する会議においても報告がなされているが、<u>内部監査との役割分担、適切な連携が必ずしも十分ではない。</u>
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【中小企業基盤整備機構】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事監査で把握した改善点等については、監事監査報告として取りまとめ、理事長等との意見交換、役員会の場における説

評価委員会名	評価結果の概要
	<p>明を経た上で、監事から理事長に通知。<u>その後、理事長から監事に対して監事監査報告書で改善等を求めた事項に関する対応措置が報告提出</u>され、PDCAサイクルを確立していることを評価。</p>
<p>国土交通省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【電子航法研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の更なる健全性を目指す上で必要がある場合には、監事より提案事項が示されており、監事の提案に対しては、<u>期日を決めて理事長より監事に対応等の検討結果を報告しており適切である。</u>